

事業主 各位

沖縄労働局登録教習機関
 (一社) 沖縄県労働基準協会
 (登録番号第27号、登録有効期間：令和11年3月31日)

労働安全衛生法に基づく

『玉掛け技能講習』開催のご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
 さて、吊り上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務に従事する場合、労働安全衛生法第61条及び同法施行令第20条の規程により、「玉掛け技能講習」を修了した有資格者でなければ、その業務に従事することができません。

つきましては、当協会において標記技能講習を下記のとおり開催致しますので、この機会に貴事業場の該当労働者が受講されて資格を修得していただきたくご案内申し上げます

記

- 日時：【学科】 令和 7 年 10 月 6 日(月) 9:00~17:40 (8:50~開講式)
 7 日(火) 9:00~16:30
 【実技】 A班： 8 日(水) 8:30~18:30 } A・B班のいずれか1日
 B班： 9 日(木) 8:30~18:30 } 申込順で班分けいたします。
- 講習会場：【学科】 北部会館3階(名護市宇茂佐の森5-2-7)
 【実技】 ネオパークオキナワ駐車場(名護市字名護4607-41)
- 受講料： 一部免除有 合計26,150円(消費税10%込、内受講料24,500円)
 免除無 合計28,150円(消費税10%込、内受講料26,500円)
 (内訳：テキスト代1,430円、傷害保険料220円)
- 定員数： 36名(定員に達した場合、キャンセル待ちでのご案内となります)
- 申込方法： ① 当協会所定の受講申込書(ホームページからダウンロード又は各支部窓口にて配布)
 及び ② 写真1枚(4cm×3cm)
 必要書類 ③ 受講料
 上記3点を各支部窓口にてご提出・お支払いください。(郵送・振込でも受付可)

講習一部免除となる小型移動式クレーン技能講習修了証、床上操作式クレーン技能講習修了証、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士免許をお持ちの方はいずれかのコピーを持参し各支部窓口にてご提出してください。

- 外国人受講者の受講にあたっての必要提出書類(事前にお問い合わせください。)

- ① 言語能力に関する確認書(当協会所定)
- ② 在留カードのコピー

- 申込期限： 令和7年9月22日(月) 16:00まで

※仮予約をされている方は、申込期限までに必要書類のご提出、受講料のご入金をしてください。
 申込期限までにご提出・お支払いの確認ができなかった場合は、キャンセルとさせていただきます。

- 申込場所：(一社) 沖縄県労働基準協会

事業部	電話(098) 979-7897	うるま市州崎7-15
那覇支部	電話(098) 868-2831	那覇市港町2-5-23(トラック研修会館3階)
中部支部	電話(098) 937-0162	うるま市州崎7-15
北部支部	電話(0980) 54-4700	名護市宇茂佐の森5-2-7(北部会館4階)
宮古支部	電話(0980) 73-1455	平良字下里986-1
八重山支部	電話(0980) 88-5355	石垣市字大浜472-2 J-ホ°スリ-1102

9. 振込にて支払を希望される場合（※振込手数料は、申込者負担となります。）

お振込みにて受講料の支払いをご希望の方は、下記金融機関をご利用下さい。（申込期限までにお願ひします）

振込み金融機関一覧（口座名：一般社団法人 沖縄県労働基準協会）

琉球銀行 本店 (普) No.922287
 沖縄銀行 本店 (普) No.2206632
 沖縄海邦銀行 本店 (普) No.782-875
 郵便局 17080-1273881 郵便局以外からの振込の場合は 店名708 口座番号(普) 1273881
 沖縄県農業協同組合 本店 (普) 0004951

10. その他、注意事項

- ・本講習会は終了証の即日交付には対応しておりませんのでご了承ください。
- ・講習期間中は、毎日出欠確認をします。講習規定により遅刻、早退、欠席をした場合は講習時間不足となり、修了試験の受験も出来ないのをご注意下さい。
- ・受講料は、原則として、払い戻しは致しませんので、ご了承ください。なお、病気等やむを得ない（業務都合を除く）理由で取り消し、欠席等する場合には、連絡をしてください。
- ・学科・実技ともに筆記用具と計算機(√付)を使用しますのでご持参ください。
- ・実技には、作業に適した服装（作業服、ヘルメット、安全靴、革手袋）等で臨んで下さい。
- ・雨天の場合でも実技講習は実施しますので、雨天の際は雨ガッパを必ずご準備ください。

玉掛け技能講習日程表

学科

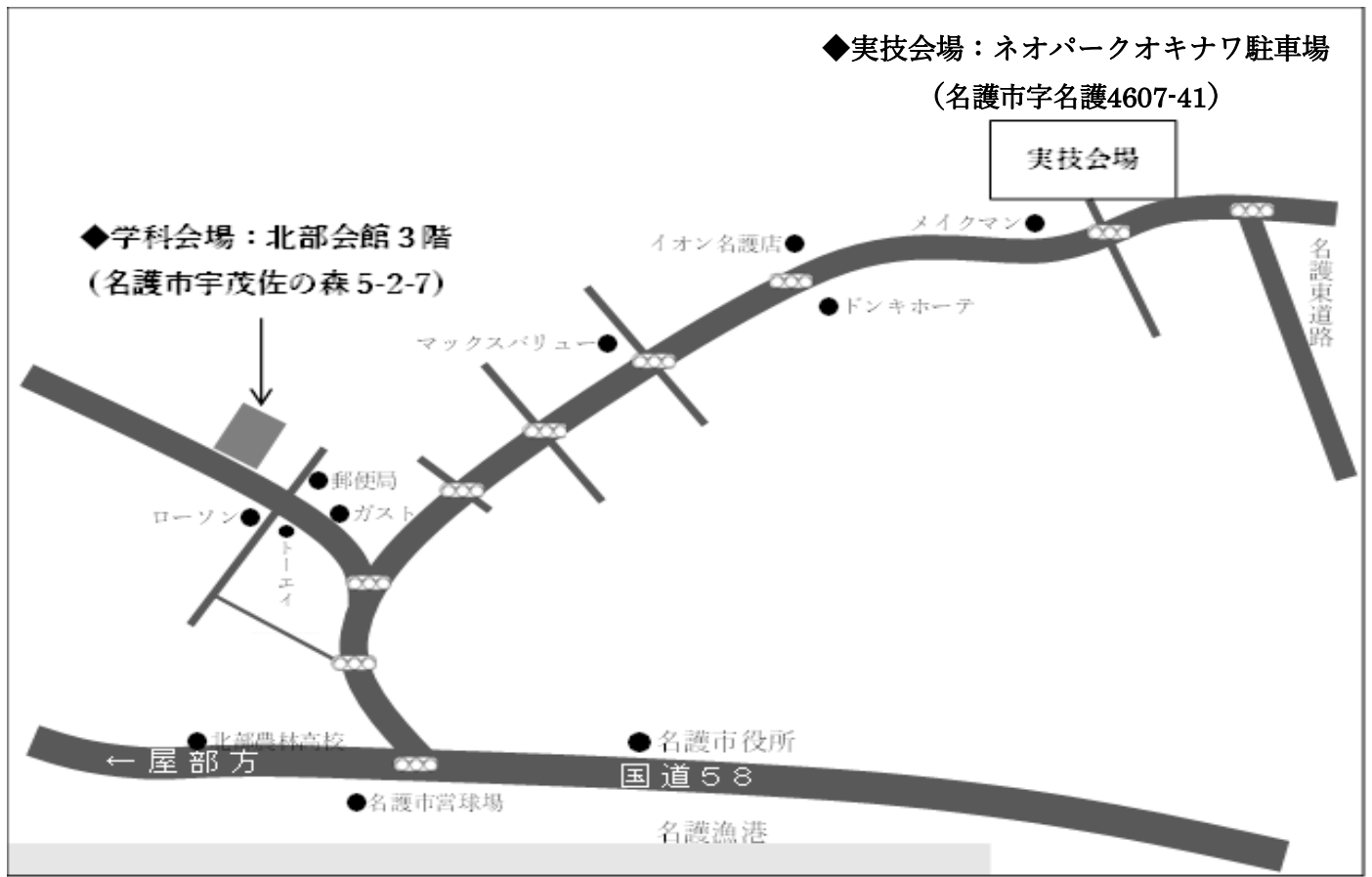
10月6日 (月)	8:30 ~ 8:50	8:50 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	休憩	10:10 ~ 11:10	休憩	11:15 ~ 12:15	昼食	13:15 ~ 14:15	休憩	14:25 ~ 15:25	休憩	15:30 ~ 16:30	休憩	16:40 ~ 17:40
	20	10	60	10	60	5	60	60	60	10	60	5	60	10	60
	受付	開講式	クレーン等に関する知識 (1時間)	休憩	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 (3時間)					休憩	クレーン等の玉掛けの方法 (3時間)				
	講師		勢理客 耕司		勢理客 耕司						中村 明史				
10月7日 (火)	8:30 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	休憩	10:05 ~ 11:05	休憩	11:10 ~ 12:10	昼食	13:10 ~ 14:10	休憩	14:20 ~ 15:20	休憩	15:30 ~ 16:30			
	30	60	5	60	5	60	60	60	10	60	10	60			
	受付	※前日の続き クレーン等の玉掛けの方法 (4時間)							休憩	関係法令 (1時間)	休憩	学科修了試験 (1時間)			
講師	中村 明史							佐和田 正二		基準協会					

実技

		8:00 ~ 8:20	8:20 ~ 8:30	8:30~12:00		12:00 ~ 13:00	13:00~16:30		16:30~18:30		
		20	20	210		昼食	210		120		
A班	8日 (水)	受付	開講式	クレーン等の玉掛け (6時間) クレーン等の運転のための合図 (1時間)						実技修了試験 (2時間)	
B班	9日 (木)			講師：田島 司、津波古 将貴							

【学科会場】 北部会館3階（名護市宇茂佐の森5-2-7）

【実技会場】 ネオパークオキナワ駐車場（名護市字名護4607-41）



玉掛け実務経験従事証明書

1 証明する事項 (該当する欄の□にシ点を入れる)

- つり上げ荷重1トン未満の玉掛け作業に6か月以上従事した経験
※特別教育修了証の写しを持参して下さい。
※特別教育修了前の業務経験は認められません。
- つり上げ荷重1トン以上の玉掛け補助作業に6か月以上従事した経験
※玉掛け作業者の資格証の写しを持参して下さい

2 上記業務に従事した期間

昭和 平成 令和 年 月 日から
 昭和 平成 令和 年 月 日までの間
年 月 日

3 クレーン等の種類・形状

4 荷の種類及び形状

5 作業の内容

6 受講者本人の申立

玉掛け作業の実務経験は、上記のとおり相違ありません。

受講者氏名 _____ ④

※受講者本人の署名の場合は押印は不要です。

7 事業者による証明

上記受講者は、上記経験を有することについて相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

事業場所在地

電話番号

事業場名称

事業者職名・氏名 _____ ④

備考

- 1 記名押印することに代えて社長・支店長等の署名(職名と氏名)でも差し支えありません。
- 2 受講者本人による証明は認められません。